## 基本方針見直しに向けた論点整理

(頁:現行の基本方針における掲載ページ)

頁	基本方針の該当箇所(青字は抜粋)	見直しの論点
1	■はじめに	
2	■第1章 エコツーリズムの推進に関する基本的方向	
2	1 我が国のエコツーリズムを取り巻く状況	
	(1) 我が国における推進の経緯	
	(2) これまでの取組の成果と課題	
3	2 我が国におけるエコツーリズムの基本的考え方 (1) エコツーリズムを推進する意義 (2) エコツーリズムへの取り組み方  法第3条に定める4つの基本理念は、上記のような「自然環境の保全」、「観光振興」、「地域振興」、「環境教育の場としての活用」とされています。この理念に沿って地域でエコツーリズムを推進する一般的な取組は、 ①行政だけでなく、観光や自然保護、農林水産業を始めとする関連産業に携わる人たちや住民などが一堂に会し、話し合い、②地域が伝えたい魅力(=地域の宝)をみんなで見つめ直し、あるいは探し出し、 ③その魅力を子どもたちに伝えつつ大切にしながら磨き、 ④地域外の人である観光旅行者にうまく伝え、 ⑤観光旅行者が得た感動を更に宝を磨く原動力とすることで、 ⑥地域経済に活力を与えつつ、他産業との連携などの波及効果を広げるという相互に関連する一連の行為となります。	●経済効果、自立運営の強化 エコツーリズム推進法第3条第3項にはエコツーリズムは「地域経済の健全な発展に寄与することを旨として」と一つの側面が規定されている。基本方針において示される4つの基本理念には「観光振興」、「地域振興」が含まれており、その上で一般的な取組が提示されている。 そのような中、エコツーリズムの取り組んだ成果として、経済効果が弱い点が課題として指摘されている。また、観光旅行者に対してツアーとして提供するなどにあたってのマーケティング等が弱い(あるいはされていない)との指摘がある。  経済効果を追求することやマーケティング等の実施により自立運営を行っていけるようにすることを位置付ける必要があるかについて、また、位置付ける場合にはエコツーリズムの基本理念に合致した形でどのように2(3)基本的な視点または配慮事項等に位置付けるかについて議論が必要。

頁	基本方針の該当箇所(青字は抜粋)	見直しの論点
頁 4	<ul> <li>基本方針の該当箇所(青字は抜粋)</li> <li>(3) エコツーリズムに取り組む上での基本的な視点と配慮事項 これらを具体的に実現させていくには、以下の視点が基本となります。 ①「大切にしながら」という視点 自然環境や生活文化などの自然観光資源を保全するとともに、持続的に利用するという考え方がエコツーリズムの取組すべてにおける考え方の基盤となります。</li> <li>②「楽しみながら」という視点 "おもてなしの心"を持って観光旅行者に楽しんでいただくことが前提であり、このことで自然や地域を好きになる人が増え、継続性が出てきます。</li> <li>③「地域が主体」という視点 地域を中心として観光旅行者を迎える関連する人たちすべてが協力し合いながら、自ら考え、行動することが求められます。</li> <li>さらに、次の点に配慮することも必要となります。 ・事前にルールなどを決めてエコツアーを実施し、自然観光資源の状態を継続的にモニタリングするとともに、その結果を科学的に評価し、これをルールや活動に反映させるという順応的な管理の視点・継続的かつ計画性を持った取組の視点(目標を持ち、徐々に発展させていくという考え方)・農林水産業を始めとする関連産業との調和や地産地消の取組などとの有機的な連携・他の法令や計画などとの整合・連携による、良好な相互作用</li> </ul>	見直しの論点

基本方針の該当箇所(青字は抜粋) 見直しの論点 3 我が国のエコツーリズムが目指す方向性 (1) エコツーリズムの推進によって長期的に目指す姿 ●インバウンド旅行者及び海外発信対応強化 ア地域では 現行の基本方針では「イ参加者は」において、観光旅行者として 地域では、エコツーリズムが地域に定着することで、観光旅行者、ガイ ひとくくりになっており、様々な状況の異なるインバウンド旅行者 ド、地域住民、観光事業者、ボランティアなどの関係団体が相互に関わり 合い、協力することで地域が結束し、コミュニティが再生するとともに、 と国内旅行者を区別して記載されていない。 地域外の人たちとの交流により新しいつながりが生まれ、コミュニティが 海外への取組に関しては、海外への情報発信に限定された取組の 発展していきます。 記載となっており、また、他の項目と異なり、「目指す姿」につい このようなつながりによって、エコツーリズムに関わる取組が事業とし ても成り立ち、新しい経済的な仕組みとして地域に根づくことにより、地 ての言及がない。具体的に何を発信すべきかについての整理がされ 域の自然環境をより良く保全管理しようとする意識と意欲が喚起されま ていないとの指摘もある。 す。このような自然環境の保全と地域の活性化がより良く循環することに よって、環境に配慮した手法を用いて、地域全体が自律的かつ持続的に自 然観光資源を管理し、利用しようとする「ワイズユース」が更に進展し、 地域の経済的精神的な自立が実現します。 また、このような取組を通じて、地域の子どもたちにも地域に対する誇 インバウンド市場が拡大し、日本の魅力が海外で注目されはじめ りや愛着が生まれ、未来へと受け継がれていきます。 ている現状を踏まえ、インバウンド旅行者と国内旅行者をどのよう イ 参加者は に区別して記載すべきか。また、海外への情報発信について、補強 住民や観光旅行者、中でも子どもなどのプログラム参加者は、各々の段 階に応じた間口の広い体験や奥の深い体験を通じて、環境意識を持ち帰り すべき点は何か。 ます。地球環境に思いを馳せ、行動することのできる人たちが増えること によって、人々のライフスタイルに良い変化が生まれます。 ウ 国内では 上記のような取組が地域の中で深まる「持続可能な地域社会」が地域か ら地域へと伝播していくことで、それぞれがつながりを持ち、それらが国 内全体で集合することで「持続可能な社会」が実現します。 また、このような取組が一助となって、観光に関わるすべての人々に環 境保全についての理解が深まります。 エ 海外へは <u>さらに、海外の人たちには、人と自然が共生してきた我が国のさらなる</u> 魅力を伝えるとともに、この考え方が世界に向けて発信されます。

頁	<b>基本方針の該当箇所</b> (青字は抜粋)	見直しの論点
5	(2) 重点的に取り組むべき当面の課題 上記の姿の実現を目指し、エコツーリズムを推進していく上で、重点的に取り組むべき当面の課題は以下のとおりです。  ア 地域への支援 ・エコツーリズム推進に係る協議会などの適切な運営(効果的な技術的助言、指導としての専門家派遣) ・取り組む地域に対するノウハウの提供と情報の共有化 イ 人材育成 ・地域における人材育成への支援 ・ガイドの育成 ・エコツーリズムに関わる地域のコーディネーターの育成 ウ 戦略的広報 ・認知度を高め、産業としての採算性を向上させるための重点的かつ戦略的情報発信 ・「エコツーリズム」のイメージアップ エ 科学的評価方法に関する調査研究 ・実践的なモニタリング及び評価手法などの研究 オ 他施策との連携強化 ・学校教育、社会教育施策との連携 ・農山漁村の活性化施策との連携 ・観光圏の整備施策との連携 ・電光圏の整備施策との連携 ・モューツーリズムの創出・流通施策との連携 ・その他観光諸施策との連携	●重点的に取り組むべき当面の課題 中期的(今後5年程度)に国として重点的に取り組むべき取組であり、現状の課題やこれまで進んできたことを踏まえて修正する必要がある。  ⇒ エコツーリズム推進に当たって「継続、強化して行うべき取組」、「新たに必要となってきている取組」、「(実施は必要ではあるが)重点ではなくなってきている取組」はどのようなものか。  <想定される取組の例> 〇継続、強化して行うべき取組・エコツーリズムに取り組んだ地域が持続的な取り組みとするために必要となる影響や効果のモニタリングや評価に関する事項  ○新たに必要となってきている取組・インパウンドへの対応制定当時と比べ、国内のインバウンド市場は大きく拡大し、エコツーリズム推進地域にもその影響は広がりつつある。期待される正の影響を増加するための事項、懸念される負の影響を低減するための事項。

頁	基本方針の該当箇所(青字は抜粋)	見直しの論点
7	■第2章 エコツーリズム推進協議会に関する基本的事項 地域におけるエコツーリズムの推進に当たっては、ガイドなどの観光事業者、地域住民、特定非営利活動法人、自然観光資源又は観光に関し専門的知識を有する者、土地の所有者や各種の権利を有する者、その他のエコツーリズムに関連する活動に参加及び連携し、相互に情報を共有するとももに、合意形成を図りつつ、取組を進めていくことが重要です。中でも市町村は、地域におけるエコツーリズム推進の中心的な役割を担うことが求められています。また、これら関係者が一堂に会し、様々な意見を取り込み、関係者の共通理解の下、合意形成を図ったり、意思決定を行うための場を設置することが必要となります。このため、エコツーリズムを推進しようとする市町村は、上記関係者に広く参加を呼びかけ、法第5条の規定に基づき、エコツーリズム推進協議会(以下「協議会」という。)を組織することとできることとされています。協議会では、関係者の意見を取りまとめ、当該地域におけるエコツーリズムの推進に関するエコツーリズム推進全体構想」という。。を作成します。また協議会は、取組状況を定期的に点検するとともに、その結果に沿って、全体構想や取組の見直しを行う役割も期待されます。なお、地域の関係者は、全体構想や素楽を作成した上で、当該市町村に対して協議会を組織することを提案することができます。また、「認定エコツーリズム推進地域」を目指す場合には、本基本方針に沿って協議会を設置し、全体構想を作成する必要があります。	●協議会運営リソースの不足 協議会運営に係る人的コスト、負担が大きいことで持続可能性の低 下、発展の阻害となっているとの意見がある。  ⇒ ・負担を軽減するために省力化、効率化できる部分は何か。 ・国として必要な支援はどのようなものが考えられるか。

頁	基本方針の該当箇所(青字は抜粋)	見直しの論点
7	1 協議会の組織化	
	(1) 幅広い主体が参加することの必要性	
8	(2)協議会の体制 協議会の規模については、効率的な運営に留意し関係団体の代表などから構成するなどにより、適切なものとすることが求められます。また、円滑な運営を確保する観点から、運営事務を取り仕切る事務局を市町村に設置することが求められます。ただし、既にエコツーリズム推進に係る協議会があり、その事務局が市町村以外に設置されている場合などは、状況に応じてその事務局と適切に役割分担する手法も取り得ます。なお、事務局の運営を円滑に進めるためには、地域の取組全般に対して助言を行うアドバイザーの設置も有効な手段となります。  2 協議会の運営  合意形成に当たっては、地域の実情に応じて客観的な情報を用いたり、建	●協議会事務局の体制 策定当初は事務局を市町村が担うことを想定していたが、DMO登録制度の開始等により地域のツーリズムの推進体制は多様化してきている(現状の全体構想認定協議会の中では、飯能、下呂、南丹市美山等の各協議会の事務局がDMO)。  → ・市町村は法律上、協議会の組織主体ではあるものの、協議会の運営を担う事務局の設置を市町村に求める現行の基本方針の記載は適切
	音息形成に当たっては、地域の美情に応じて各観的な情報を用いたり、建設的な意見を集約し、自然観光資源の持続的利用など共通の利益の確認に努めることなどにより、効率的な運営に留意する必要があります。また、協議会の構成員は、互いに協力して積極的に協議会の運営並びに全体構想の推進に努めることが求められます。さらに、協議会には全体構想作成後もそのチェックや必要に応じた見直しなど継続的な運営が求められることから、定期的に協議会を開催することが必要です。その際、地域において観光振興や地域づくりに関わる類似した協議組織が既に設立されている場合は、共同の開催や部会制とするなど構成員に配慮した運営とすることも検討される必要があります。協議会はその開催などについて原則公開とし、運営に係る透明性を確保することが求められます。より適切な協議会の運営や取組の推進とするために、地域内の専門家だけでなく、必要に応じて、外部の専門家や研究者などからの意見聴取を行うことも必要です。さらに、多様な意見や情報を把握するため、住民を始めとする地域の関係者などを対象としたシンポジウムや説明会の開催などを通して、幅広い主体の意見を取り入れるだけでなく参加の促進についても促していくことが望まれます。	を担う事務局の設置を市町村に求める現行の基本方針の記載は適切か。 ・地方公共団体、観光協会、地域の DMO 等について、それぞれ協議会の中でどのような役割を担い、運営を図るべきか。

頁	基本方針の該当箇所(青字は抜粋)	見直しの論点
10	■第3章 エコツーリズム推進全体構想の作成に関する基本的事項	
	1 エコツーリズムを推進する地域	
	(1)推進の目的及び方針	
	(2) 推進する地域	
	2 対象となる自然観光資源	
11	3 エコツーリズムの実施の方法	
	(1) ルール	
	(2) ガイダンス及びプログラム	
	(3) モニタリング及び評価	●モニタリング
13	(基本的事項) モニタリング及び評価は、地域の自然観光資源などが損なわれないよう調査及び把握する行為です。 その際、科学的かつ客観的な視点から実施されることが望まれますが、特に、原生的な自然が比較的多く残り、脆弱性が高い地域では、よりきめ細かなモニタリングが必要となることから、国や大学などの研究機関が実施する調査などとも連携しつつ、専門家や研究者の積極的な関わりを得ながら実施していく必要があります。 一方、里地里山など人の生活と自然環境が密接に関連する地域では、ガイドや地域住民が主体となって状況把握に努め、専門家や研究者に適宜チェックを受けられるような仕組みを構築して実施することが望まれます。さらに、観光旅行者と協働の下に実施する方とが望まれます。さらに、観光旅行者と協働の下に実施する方は、自然観光資源その他の自然環境の状態を的確かつ継続的に把握し、客観的に評価できるように留意する必要があります。 そして、モニタリングの継続的な実施のためには、日常的に出入りする土地の所有者や地域住民、ガイド、地域で活動する各種団体などが幅広くく参加し、自然観光資源の状態を把握するなど、可能な限り効率的に実施しつつ、モニタリングや評価の各段階において適宜専門家の助言を得ることのできるような仕組みを構築することも重要になります。 また、風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係る観光資源の評価については、画一的な評価が難しいこともあるため、このようす場合にあっては、地域の人々の経験に基づく評価が必要にエタリング及び評価の結果を共有するとともに、当該結果に基づいてガイダンス及びプログラムやルールなどエコツーリズムの実施の方法の見直しなど、評価の結果を適切に反映する仕組みを構築する	インバウンドやオーバーツーリズムの発生などにより、自然観光資源等に関する外的環境も変化してきている。地域では自然観光資源についてモニタリングを継続的に実施するための仕組み、財源が課題となっている。また、モニタリングの手法について、例示等により示す必要性についての指摘もある。  ⇒ 地域において適切なモニタリングを実施するに当たって、参考となるモデルケースはあるか。また、現行の記載で状況の変化等により修正すべき点はあるか。エコツーリズムを持続的に行っていくにために、自然観光資源以外にもモニタリング及び評価を行うことが望ましい対象はあるか。 ※国として行うべき取組は、第1章に該当部分。

頁	基本方針の該当箇所(青字は抜粋)	見直しの論点
13	<ul> <li>(全体構想に記載すべき事項)</li> <li>・モニタリングの対象と方法</li> <li>・モニタリングに当たっての各主体の役割</li> <li>・評価の方法</li> <li>・専門家や研究者などの関与の方法</li> <li>・モニタリング及び評価の結果の反映の方法</li> </ul> (4) その他	
15 17 17	4 自然観光資源の保護及び育成 5 協議会の参加主体 6 その他エコツーリズムの推進に必要な事項 (1)環境教育の場としての活用と普及啓発 (2)他の法令や計画等との関係及び整合 (3)農林水産業や土地の所有者等との連携及び調和 (4)地域の生活や習わしへの配慮 (5)安全管理 (6)全体構想の公表 (7)全体構想の見直し	

頁	基本方針の該当箇所(青字は抜粋)	見直しの論点
20	■第4章 エコツーリズム推進全体構想の認定に関する基本的事項  1 認定の趣旨  全体構想の認定は、協議会が作成した全体構想について法第6条第2項及び第3項の規定に基づき主務大臣が行うものです。全体構想が認定されると以下のようなメリットがあります。 ・これまで保護措置が講じられていなかった自然観光資源を、必要に応じて特定自然観光資源として指定することにより、汚損、損傷、除去及び観光旅行者に著しく迷惑を及ぼす行為の禁止、特定自然観光資源が所在する区域への立入りの制限などの保護措置を講じることができるようになり、持続的かつ質の高い自然観光資源の利用が可能となります。 ・国によって、法の基本理念に基づいており他の地域のモデルとなる取組として認められることになり、地域のブランド力が高まるとともに、国が積極的にその周知に努めることから、集客力の向上につながることが期待されます。 2 認定の手続 3 認定基準 4 認定の取消し 5 認定全体構想の周知	●全体構想認定のメリット 全体構想認定協議会に向けたアンケートでは、全体構想認定による メリットが感じられないという協議会が一定数存在している。  ⇒ 現行記載に加え、全体構想認定によるどのようなメリットが地域に あるのか、また、全体構想認定を地域がどのように有効活用できるの か。
22	■第5章 生物多様性の確保等のエコツーリズムの実施に当たって配慮 すべき事項その他エコツーリズムの推進に関する重要事項 1 生物多様性の確保 2 普及啓発の推進 3 子どもの視点に立った継続的な取組の推進 4 技術的助言 5 エコツーリズムの推進体制	